

# 第10回 浦幌町農業委員会総会議事録

令和 3 年 4 月 2 8 日 開会

令和 3 年 4 月 2 8 日 閉会

浦幌町農業委員会

令和3年4月28日 第10回浦幌町農業委員会総会を浦幌町役場3階大会議室にて招集

開会 午後2時00分

閉会 午後3時11分

## 1 出席委員

1番	広瀬雅彦	2番	松村竜幸	3番	山本盛
4番	伊藤光一	5番	小野木淳	6番	石塚健一
7番	福田和己	8番	大坂有	9番	山村幹次
10番	高木政志	11番	木南和徳	12番	石森正浩
13番	小川博幸				

## 2 欠席委員

なし

## 3 議事に参与するもの

事務局長 坂下利行  
農地係長 河上彰  
主事補 西山翔汰朗

## ○議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 議事録署名委員の指名について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 議案第1号 下限面積（別段の面積）の設定について
- 日程第 5 議案第2号 土地現況証明願について
- 日程第 6 議案第3号 農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認について
- 日程第 7 議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 8 議案第5号 農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について
- 日程第 9 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 10 議案第7号 農用地利用集積計画の作成の要請について
- 日程第 11 議案第8号 令和3年度農業委員会活動方針の策定について
- 日程第 12 議案第9号 令和2年度農業委員会活動計画の達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和3年度農業委員会活動計画（案）について

#### 4 議事内容 午後2時00分 開会

○坂下事務局長 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。これより総会に入って参ります。総会の議事につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、議事進行につきましては小川会長にお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

##### ●開会の宣告

○小川議長 ただ今の出席委員は13名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第10回浦幌町農業委員会総会を開会いたします。これより議事に入ります。

##### ●日程第1 会期の決定について

○小川議長 日程第1、「会期の決定について」を議題といたします。お諮りをいたします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日と決定をいたしました。

##### ●日程第2 議事録署名委員の指名について

○小川議長 日程第2、「議事録署名委員の指名について」は、農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議席番号7番福田委員、8番大坂委員を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

##### ●日程第3 諸般の報告について

○小川議長 日程第3、「諸般の報告」について、事務局長より報告をお願いいたします。

○坂下事務局長 諸般の報告、朗読説明。

○小川議長 ただ今報告が終わりました。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

##### ●日程第4 議案第1号 下限面積（別段の面積）の設定について

○小川議長 日程第4、議案第1号「下限面積（別段の面積）の設定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○河上係長 議案書2ページをご覧ください。議案第1号。下限面積（別段の面積）の設定について。農地法第3条第2項第5号に定める下限面積（別段の面積）について、次のとおり決定する。令和3年4月28日提出。浦幌町農業委員会会長。

記。下限面積（別段の面積）2ヘクタール（変更なし）。農地法第3条に規定する下限面積の設定については、下限面積2ヘクタール以下で面積を設定した場合は別段面積となり、農地法施行規

則第17条に以下の別段面積の基準が定められております。

別段の面積を定める基準は、農地法施行規則第17条で、1. 下限面積を下回る農家が全体の40%を超えないこととなっており、2015年農林業センサスで、町内農家230戸中2ヘクタール以上が226戸で、2ヘクタール未満の割合は1.8%の状況にあります。2. 耕作放棄地が相当数存在すること。3. 下限面積未満の農家数が増加し、農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用確保に支障が生じる場合があるときに別段の面積を定めることができることとなっておりますが、本町の農業経営の状況から勘案しても下限面積の変更の必要性は生じていないと判断し、下限面積を農地法第3条第2項第5号の規定に定める2ヘクタールとする内容であります。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小川議長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは、議案第1号を採決いたします。本案を原案とおりに決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号は原案とおりに決定をいたしました。

#### ●日程第5 議案第2号 土地現況証明願について

○小川議長 日程第5、議案第2号「土地現況証明願について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○河上係長 議案書4ページをご覧ください。議案第2号。土地現況証明願について。このことについて、下記の者より願出があったので審議されたい。令和3年4月28日提出。浦幌町農業委員会会長。

申請があったのは、下記の1件でございます。1件目。土地の表示は記載のとおりであります。土地所有者は、札幌市に住所を有する法人。申請人は、釧路市に住所を有する方。願出目的は、地目変更です。調査結果といたしましては、4月15日に山村委員ほか2名の委員さんと現地調査をしましたところ、利用状況は、雑種地でありました。議案書5ページから7ページに願出地の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の山村委員より現地調査結果並びに補足説明をお願いいたします。

○山村委員 本申請地につきましては、ただ今事務局の説明のとおり4月15日に現地を確認しましたところ、現在高圧線の鉄塔が建っている状況または鉄塔跡地であり、現況地目は、雑種地でありました。以上、報告といたします。

○小川議長 ありがとうございます。説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第2号を採決いたします。本案を願出のとおり証明

することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は願出のとおり証明することに決定をいたしました。

●日程第6 議案第3号 農地法第18条第6項に規程に係る合意解約通知の  
成立状況の確認について

○小川議長 日程第6、議案第3号「農地法第18条第6項に規程に係る合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○河上係長 議案書8ページをご覧ください。議案第3号。農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認について。このことについて、下記のとおり農地の賃貸借契約の解約通知があったので審議されたい。令和3年4月28日提出。浦幌町農業委員会会長。解約通知があったのは、下記の8件であります。

議案書9ページをご覧ください。賃貸人は富川に住所を有する方。賃借人は、美園に住所を有する方です。土地の表示等につきましては、記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき平成30年2月28日に賃貸借されましたが、令和3年3月19日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。

議案書10ページをご覧ください。賃貸人は、活平に住所を有する方。賃借人は、活平に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき平成26年2月3日に賃貸借されましたが、令和3年3月30日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。

議案書12ページをご覧ください。賃貸人は、活平に住所を有する方。賃借人は、活平に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき平成26年2月3日に賃貸借されましたが、令和3年3月30日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。

議案書14ページをご覧ください。賃貸人は、寿町に住所を有する方。賃借人は、幸町に住所を有する法人です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき平成30年2月28日に賃貸借されましたが、令和3年4月9日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。売買するための解約であります。

議案書15ページをご覧ください。賃貸人は、寿町に住所を有する方。賃借人は、幸町に住所を有する法人です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき平成30年1月31日に賃貸借されましたが、令和3年4月9日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解

約通知があったものです。売買するための解約であります。

議案書16ページをご覧ください。賃貸人は、寿町に住所を有する方。賃借人は、幸町に住所を有する法人です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき平成28年3月25日に賃貸借されましたが、令和3年4月9日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。売買するための解約であります。

議案書17ページをご覧ください。賃貸人は、帯広市に住所を有する方。賃借人は、吉野に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき平成20年1月31日に賃貸借されましたが、令和3年3月22日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。貸主の都合による解約であります。

議案書18ページをご覧ください。賃貸人は、朝日に住所を有する方。賃借人は、朝日に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき平成27年3月26日に賃貸借されましたが、令和3年3月25日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。

なお、本件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただいま説明が終わりました。質疑・意見はありますか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定をいたしました。

●日程第7 議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○小川議長 日程第7、議案第4号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。本案件につきましては、所有権移転案件と利用権設定案件がありますので、分けて審議をいたします。初めに、有権移転案件番号1番、2番について審議をいたします。事務局より説明をお願いいたします。

○河上係長 議案書20ページをご覧ください。議案第4号。農地法第3条第1項の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。令和3年4月28日提出。浦幌町農業委員会会長。

申請があったのは、下記の贈与案件1件、売買案件1件、賃貸借案件8件、使用貸借案件1件でございます。

番号1番。譲渡人は、留真に住所を有する方。譲受人は、留真に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は、4筆合わせまして12,588平方メートルです。契約の種類は、贈与。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は、高齢のため贈与する。譲受人は、上記理由により贈与を受けるものであります。

番号2番。譲渡人は、寿町に住所を有する方。譲受人は、幸町に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は、11筆合わせまして264,615平方メートルです。契約の種類は、売買。価格及び経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は、貸付地の譲渡を希望する。譲受人は、借受地を自作地とし、経営の安定を図るものであります。

なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず許可要件の全てを満たしていると考えております。また、議案書25ページから28ページに3条番号1から2の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしく願います。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、番号1番について、地区担当委員の石森委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○石森委員 番号1番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、譲渡人が高齢となったため贈与を受けるものであり、4月15日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告いたします。

○小川議長 はい、ありがとうございます。次に番号2番について、地区担当委員の大坂委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○大坂委員 番号2番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、借受地を自作地とし、経営の安定を図るため農地を売買する内容であり、4月21日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告いたします。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第4号番号1番、2番を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号番号1番、2番は原案のとおり決定をいたしました。

次に、利用権設定案件番号3番から11番について審議をいたします。事務局より説明をお願いいたします。

○河上係長 議案書21ページをご覧ください。番号3番。貸主は、相川に住所を有する方。借主は、相川に住所を有する方です。土地の表示は、記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は、6筆合わせまして68,735平方メートルです。契約の種類は、賃貸借。価格は、記載の

とおりであります。契約期間は、令和3年4月30日から令和13年12月27日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、離農のため賃貸する。借主は、経営規模の拡大のためであります。

番号4番。貸主は、相川に住所を有する方。借主は、相川に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は、5筆合わせまして31,059平方メートルです。契約の種類は、賃貸借。価格は、記載のとおりであります。契約期間は、令和3年4月30日から令和13年12月27日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、離農のため賃貸する。借主は、経営規模の拡大のためであります。

番号5番。貸主は、相川に住所を有する方。借主は、相川に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は、6筆合わせまして58,607平方メートルです。契約の種類は、賃貸借。価格は、記載のとおりであります。契約期間は、令和3年4月30日から令和13年12月27日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、離農のため賃貸する。借主は、経営規模の拡大のためであります。

番号6番。貸主は、相川に住所を有する方。借主は、美園に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は、9筆合わせまして80,920平方メートルです。契約の種類は、賃貸借。価格は、記載のとおりであります。契約期間は、令和3年4月30日から令和13年12月27日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、離農のため賃貸する。借主は、経営規模の拡大のためであります。

議案書22ページをご覧ください。番号7番。貸主は、相川に住所を有する方。借主は、美園に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は、7筆合わせまして80,774.4平方メートルです。契約の種類は、賃貸借。価格は、記載のとおりであります。契約期間は、令和3年4月30日から令和13年12月27日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、離農のため賃貸する。借主は、経営規模の拡大のためであります。

番号8番。貸主は、富川に住所を有する方。借主は、富川に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は、8筆合わせまして57,961平方メートルです。契約の種類は、賃貸借。価格は、記載のとおりであります。契約期間は、令和3年4月30日から令和13年12月27日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、返還された農地を新たに貸付ける。借主は、経営規模の拡大のためであります。

番号9番。貸主は、活平に住所を有する方。借主は、活平に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は、13筆合わせまして54,387平方メートルです。契約の種類は、賃貸借。価格は、記載のとおりであります。契約期間は、令和3年4月30日から令和4年4月29日までの1年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。



権利の設定の理由としましては、貸主は、借主の法人化により新たに貸し付ける。借主は、経営規模の拡大のためであります。

議案書23ページをご覧ください。番号10番。貸主は、活平に住所を有する方。借主は、活平に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は、9筆合わせまして45,964平方メートルです。契約の種類は、賃貸借。価格は、記載のとおりであります。契約期間は、令和3年4月30日から令和4年4月29日までの1年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、借主の法人化により新たに貸し付ける。借主は、経営規模の拡大のためであります。

議案書24ページをご覧ください。番号11番。貸主は、活平に住所を有する方。借主は、活平に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は、41筆合わせまして434,296.66平方メートルです。契約の種類は、使用貸借で価格は発生しません。契約期間は、令和3年4月30日から令和23年4月29日までの20年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、借主の法人化により新たに貸し付ける。借主は、経営規模の拡大のためであります。

なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。また、議案書29ページから40ページに3条番号3から11の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、番号3番から7番について、地区担当委員に代わり地区担当委員長の木南委員長より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○木南委員長 番号3番から7番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、経営規模拡大のため賃貸借する内容であります。4月17日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告いたします。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。次に番号8番から11番について、地区担当委員の松村委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○松村委員 番号8番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、経営規模の拡大のため、賃貸借を締結する内容であり、4月15日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告します。また、番号9番から11番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、法人設立のため、新たに賃貸借及び使用貸借を締結する内容であり、4月15日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告します。以上です。

○小川議長 はい、ありがとうございます。説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第4号番号3番から11番を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号番号3番から11番は原案のとおり決定をいたしました。

●日程第8 議案第5号 農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出  
について

○小川議長 日程第8、議案第5号「農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について」を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

○河上係長 議案書42ページをご覧ください。議案第5号。農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について。このことについて、浦幌町長より意見書の提出依頼があったので審議されたい。令和3年4月28日提出。浦幌町農業委員会会長。

番号1番。農用地区域内の農地の用途区分を農業用施設用地に変更するものであります。用途区分を変更する土地の地番及び面積、地目、所有者、使用者については、議案に記載のとおりです。計画変更の目的につきましては、牛の飼養頭数の増加により既存の施設では手狭なことから、牛舎等を新設するためであります。申出地につきましては、おおむね54haの集団性を有する農用地を含む農用地区域から9,975㎡を用途変更するもので、農用地の集団化については問題ありません。また、用途変更によって集団性を有する農用地の中央部に非農業的な用途の土地が混在することはないため、農作業の効率化など当該地の農業上の利用に支障を及ぼすおそれはないと認められます。なお、申出地は周囲の土地改良施設用地と重複しておらず、施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められます。以上により、本件は農振法施行規則第4条の2第1項第2号の基準を満たすことから、申出地を農業用施設用地に指定できるものと認められます。よって、農地転用に関する許可基準からみた意見としましては、農地法第5条第2項ただし書きに該当するので適当であるとしております。農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域内の農地につき、農用地利用計画に指定された用途に供する場合に該当するものであります。また、本案件については、変更に係る総面積が10,000㎡を超えない軽微な変更であるため、異議がなければ、ただ今説明した農地転用に関する許可基準から見た意見を付して浦幌町農業振興地域整備計画の変更について異議はない旨、浦幌町長に意見書を提出し、農業委員会から意見書が提出された後、速やかに変更後の計画が告示され、変更が決定されます。

なお、本案件に関する位置図、計画変更部分図、配置図等の資料について、議案43ページから54ページに添付しておりますので、ご覧いただきご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第5号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定

をいたしました。

●日程第9 議案第6号 農地法第5の規定による許可申請について

○小川議長 日程第9、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○河上係長 議案書56ページをご覧ください。議案第6号。農地法第5条の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。令和3年4月28日提出。浦幌町農業委員会会長。

番号1番。申請人は、貸主であります活平に住所を有する方、及び借主であります活平に住所を有する法人です。申請地は、記載のとおりであります。転用計画といたしましては、農業用施設として畜舎、バンカーサイロ、堆肥舎及び作業用通路等となっております。転用時期は、許可日から永久でございます。許可となる根拠といたしましては、農地転用のための権利移動の不許可の例外であります。農地法第5条第2項のただし書きで、農用地区域内にある農地を農用地利用計画に指定された用途に供するため、権利を取得しようとするとき、農地転用の許可基準から見てもやむを得ないと判断するものでございます。議案書57ページから65ページに位置図、配置図、地積測量図、立平面図等を添付しておりますので、ご覧いただきご審議のほどよろしくをお願いいたします。なお、農業振興地域整備計画における農用地区域内の農地からの農業用施設用地への用途変更につきましては、先ほどの用途変更に関する計画の変更において承認された旨の意見書を提出し、すみやかに決定公告がなされたあと、許可書の交付につきましては、本案件の面積が30aを超えるため本農業委員会総会で許可相当と判断されたのち、5月20日開催の北海道農業会議常設審議委員会へ意見を聴取し、回答を得てからの許可書の交付となります。以上でございます。

○小川議長 はい、説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第6号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第6号は原案のとおり決定をいたしました。

●日程第10 議案第7号 農用地利用集積計画の作成の要請について

○小川議長 日程第10、議案第7号「農用地利用集積計画の作成の要請について」を議題といたします。本案件につきましては、所有権移転案件と利用権設定案件がありますので、分けて審議をいたします。初めに所有権移転案件番号1番から番号3番について審議をいたします。事務局より説明をお願いいたします。

○河上係長 議案書66ページをご覧ください。議案第7号。農用地利用集積計画の作成の要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により、農業経営改善計画認定農業者

を相手とする利用権設定等の利用関係を調整した結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、下記農用地利用集積計画をもって町長に対し農用地利用集積計画の作成を要請することについて審議されたい。令和3年4月28日提出。浦幌町農業委員会会長。

議案書67ページより、ご説明申し上げます。売買案件3件、使用貸借案件1件の内容であります。

番号1番。所有権の移転を受ける者は、川流布に住所を有する法人。所有権の移転をする者は、貴老路に住所を有する法人です。所有権移転に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、3筆合わせまして39,060平方メートルです。利用目的は、畑。成立する法律関係は、売買です。所有権移転の時期は、令和3年4月30日。対価の支払期限は、令和3年5月31日。土地の引渡時期は、令和3年4月30日です。価格は記載のとおりであります。対価の支払方法は、口座振込です。

番号2番。所有権の移転を受ける者は、川流布に住所を有する方。所有権の移転をする者は、貴老路に住所を有する法人です。所有権移転に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、7筆合わせまして24,107平方メートルです。利用目的は、畑。成立する法律関係は、売買です。所有権移転の時期は、令和3年4月30日。対価の支払期限は、令和3年5月31日。土地の引渡時期は、令和3年4月30日です。価格は記載のとおりであります。対価の支払方法は、口座振込です。

番号3番。所有権の移転を受ける者は、川流布に住所を有する方。所有権の移転をする者は、貴老路に住所を有する法人です。所有権移転に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、22,473平方メートルです。利用目的は、畑。成立する法律関係は、売買です。所有権移転の時期は、令和3年4月30日。対価の支払期限は、令和3年5月31日。土地の引渡時期は、令和3年4月30日です。価格は記載のとおりであります。対価の支払方法は、口座振込です。なお、議案書68ページから70ページに番号1番から3番の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 はい、説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第7号番号1番から3番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第7号番号1番から3番は原案のとおり決定をいたしました。

次に、利用権設定案件番号4番について審議をいたします。事務局より説明をお願いいたします。

○河上係長 議案書67ページを、ご覧願います。番号4番。利用権の設定等を受ける者は、朝日に住所を有する法人。利用権の設定等をする者は、朝日に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、2筆合わせまして34,929平方メ

ートルです。利用目的は、畑。成立する法律関係は、使用貸借で価格は発生しません。利用権の時期は、令和3年4月30日から令和13年11月30日までの10年間であります。

なお、議案書71ページに番号4番の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いたします。以上でございます。

○小川議長 はい、説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第7号番号4番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第7号番号4番は原案のとおり決定をいたしました。

●日程第11 議案第8号 令和3年度農業委員会活動方針の策定について

○小川議長 日程第11、議案第8号「令和3年度農業委員会活動方針の策定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○河上係長 議案書72ページをご覧ください。議案第8号。令和3年度農業委員会活動方針の策定について。このことについて、別紙のとおり活動方針を策定することについて審議されたい。令和3年4月28日提出。浦幌町農業委員会会長。

議案書73ページをお開きください。令和3年度浦幌町農業委員会活動方針。1. 活動目標。農業委員会は、全国統一組織理念である「かけがえのない農地と担い手を守り、力強い農業をつくる“かけ橋”」を尊重し、全農業委員が一体となって地域農業及び農業者の利益代表機関である行政委員会として、高齢化、国際化、生産環境の保全等、今日的農業情勢に対応していく組織活動の強化と資質の研鑽に努めるとともに、活力のある農業振興の推進に取り組む。2. 重点方針。

(1) 認定農業者など、意欲と能力のある担い手の育成及び創意工夫を活かす経営政策の確立支援。(2) 農地を守り経営視点に立った利用集積の促進。(3) 農業者、地域の声の農政への反映。

(4) 農業委員会活動の強化及び組織改革に向けた取り組み。3. 活動方針。(1) 農地の有効利用の推進。(2) 農地の利用集積・集約化の推進。(3) 法定所掌事務の実施。(4) 地域農業振興対策の推進。(5) 担い手育成対策の推進。議案書75ページをお開きください。(6) 農業者年金対策の推進。(7) 情報活動の推進。4. 委員会体制の整備充実。(1) 農業委員会総会の開催。

(2) 農地台帳等の整備。(3) 農業委員、職員の資質向上。以上が活動目標、重点方針、活動方針、委員会体制の整備充実の項目となります。基本的に昨年度と同内容としておりますが、議案書75ページの下段(3)の③情報及び知識等の共有を新たに書き加えております。以上についてご提案いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○小川議長 はい、説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第8号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第8号は原案のとおり決定をいたしました。

●日程第12 議案第9号 令和2年度農業委員会活動計画の達成に向けた活動の点検・評価(案)及び令和3年度農業委員会活動計画(案)について

○小川議長 日程第12、議案第9号「令和2年度農業委員会活動計画の達成に向けた活動の点検・評価(案)及び令和3年度農業委員会活動計画(案)について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○河上係長 議案書76ページをご覧ください。議案第9号。令和2年度農業委員会活動計画の達成に向けた活動の点検・評価(案)及び令和3年度農業委員会活動計画(案)について。令和3年4月28日提出。浦幌町農業委員会会長。

昨年4月開催の第33回総会において、令和2年度農業委員会活動計画を決定し、その活動計画に基づき令和2年度農業委員会活動計画の目標及び達成に向けた活動の点検・評価(案)及び令和3年度農業委員会活動計画(案)について、別紙のとおり作成しましたので、ご提案いたします。

議案書77ページをお開きください。はじめに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)でございます。時計文字Ⅰ、農業委員会の状況につきましては、農林業センサス等に基づいた数値により農業の概要を記載しており、農業委員会の現在の体制につきましては、新制度に基づく農業委員数を記載しております。時計文字Ⅱ、担い手への農地の利用集積・集約化についてですが、令和2年3月現在、浦幌町の農地面積は、11,300ヘクタールで、この内9,664ヘクタールが集積され、集積率は85.52パーセントであります。令和2年度の集積実績としましては、集積目標9,636.7ヘクタールに対しまして9,730.9ヘクタールが集積され、100.09パーセントの達成状況でありました。活動実績としましては、農地相談の実施、農用地利用調整会議、権利者調整委員会の開催を必要に応じて実施してきましたので、評価の案は、目標に対する評価の案及び活動に対する評価の案ともに適正としております。議案書79ページをお開きください。時計文字Ⅲ、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、過去3年間では4法人が新規参入されておりますが、令和2年度の参入実績としましては、参入目標1経営体に対しまして1経営体が参入し、100パーセントの達成状況でありました。活動実績としましては、新規就農希望者の相談実施。認定農業者、担い手の各種相談、支援。家族経営協定の推進。農業青年人材銀行等による後継者、新規就農者等担い手確保としており、活動に対する評価の案は、新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためにも、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していく必要があるとしております。時計文字Ⅳ、遊休農地に関する措置に関する評価につきましては、令和2年3月現在遊休農地は0ヘクタールで、令和2年度においても新たに遊休農地は発生しておりませんので実績も0ヘクタールとしております。農地の利用状況調査につきましては、いわゆる農地パ

トロールを8月中旬から下旬にかけて、3地区に分けて農業委員のほか事務局及び町産業課の職員により実施し、遊休農地への指導件数はありませんでした。活動実績としましては、農地利用状況調査を実施したが、遊休農地は見受けられなかったことから、活動に対する評価の案は、遊休農地の未然防止が図られたとしております。議案書81ページをお開きください。時計文字V、違反転用への適正な対応についてですが、令和2年3月現在違反転用面積は、0ヘクタールで、令和2年度中においても新たな違反転用は発生していません。活動実績としましては、8月に農地パトロール月間を設定し、地区ごとによる農地パトロール及び啓発活動・監視活動を実施しました。活動に対する評価の案は、地区ごとによる農地パトロールの実施及び啓発活動・監視活動の実施により、違反転用を防止できたとしております。時計文字VI、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検であります。令和2年度1年間の農地法第3条に基づく許可事務の処理件数は、44件ですべて許可としており、また、農地転用に関する事務の処理件数は10件でありました。実施状況につきましては、記載のとおりとなっております。是正措置はございません。議案書83ページをお開きください。3農地所有適格法人からの報告への対応につきましては、報告書提出農地所有適格法人29法人のうち、6法人に督促を出しましたが、すべての法人から報告書が提出されております。4情報の提供等につきましては、記載のとおりとなっております。是正措置はございません。時計文字VII、地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容につきましては、現在空白となっておりますが、本日、この令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)を承認いただいた後、30日間町ホームページに掲載しまして点検・評価(案)に対する町内の農業者の皆様のご意見を伺い、ご意見があれば、意見等を追加し、なければ、意見無しと記載いたします。時計文字VIII、事務の実施状況の公表等につきましては、記載のとおりであります。以上が、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価(案)でございます。

議案書85ページをお開きください。令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)でございます。時計文字I、農業委員会の状況につきましては、農林業センサス等に基づいた数値により農業の概要を記載しており、農業委員会の現在の体制につきましては、新制度に基づく農業委員数を記載しております。時計文字II、担い手への農地の利用集積・集約化についてですが、令和3年度の目標及び活動計画については、現状維持を目標としております。活動計画は、農地相談の実施。農用地利用調整会議、権利者調整委員会を必要に応じて開催することとしております。時計文字III、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、令和3年度の目標を1経営体とし活動計画としましては、関係機関と連携を密にしながら新たな担い手の発掘に努めるとしてしております。議案書87ページをご覧ください。時計文字IV、遊休農地に関する措置につきましては、遊休農地の新たな発生を防ぐため、令和3年度の活動計画は、8月から9月にかけて農地パトロールを実施していきます。時計文字V、違反転用への適正な対応につきましても、新たな発生を未然に防ぐため、農地パトロール及び啓発活動、監視活動の実施を活動計画としております。以上が令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)であります。なお、本件につきましては、本総会において承認をいただいた後、先ほど申し上げました町内の農業者の方からの意見等に加え、全国農業会議所ホームページ内での公表をすることとなります。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○小川議長 はい、ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第9号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第9号は提案のとおり決定をいたしました。

以上で、本日付議された議案はすべて終了いたしました。この際、その他の案件について委員からご発言があれば挙手をお願いします。ございませんか。

(「ありません」の声あり)

●閉会の宣告

○小川会長 それではこれもちまして第10回浦幌町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後3時11分 閉会